

○岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

平成19年3月28日
広域連合規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用される用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(開示請求書の提出)

第3条 条例第6条第1項の規定による請求書の提出は、行政文書開示請求書（様式第1号）により行うものとする。

2 開示請求をしようとするものは、前項の請求書を、直接受付窓口に出しななければならない。ただし、実施機関が適当と認めるときは、郵送又は代理人により請求書を提出することができる。

(開示決定等の通知)

第4条 条例第11条第2項の規定による開示決定等の通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 行政文書の全部を開示するとき 開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 行政文書の一部を開示するとき 一部開示決定通知書（様式第3号）
- (3) 行政文書の全部を開示しないとき 不開示決定通知書（様式第4号）

2 条例第11条第3項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

(第三者情報に係る意見聴取の通知)

第5条 実施機関は、条例第11条第5項の規定により第三者から意見を聴くときは、意見聴取通知書（様式第6号）により通知するものとする。ただし、書面による必要がないと認めるときは、口頭により通知することができる。

(開示の実施等)

第6条 条例第12条第1項の規定による行政文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第12条第1項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に定める行政文書の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 文書、図画及び写真 当該行政文書の当該開示請求に係る部分の閲覧又は写しの交付
- (2) 録画テープ、録音テープその他これらに類するもの（以下「録画テープ等」という。）
当該行政文書の当該開示請求に係る部分をそれぞれの再生機器を用いて再生したものの視聴
- (3) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用の機器により用紙に印刷したものの

の閲覧又は交付

(4) 録画テープ等を除く電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することのできない方法で作成された記録をいう。） 当該電磁的記録の当該開示請求に係る部分を印字装置により出力したものの閲覧又は交付

- 3 行政文書の開示を受ける者は、当該行政文書を改変し、汚損し、又は破損してはならない。
- 4 実施機関は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、行政文書の開示を中止することができる。
- 5 行政文書の開示をする場合において、その写しの交付の部数は、開示請求1件につき1部とする。

（写しの交付に係る費用負担等）

第7条 条例第13条第2項の規定による写し及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項（同法その他の法令において準用する場合を含む。）又は第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による写し等（次項において「写し等」という。）の交付に要する費用は、別表のとおりとする。

- 2 写し等の送付に要する費用は、郵送料の実額とする。
- 3 前2項に規定する費用は、前納とする。ただし、広域連合長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（審査請求に係る諮問）

第8条 条例第15条の規定による諮問は、諮問書（様式第7号）により行うものとする。

（審査会による行政文書の提出要求）

第9条 審査会は、条例第17条第1項の規定により開示請求に係る行政文書の提示を求めようとするときは、実施機関に対し、行政文書提示要求書（様式第8号）を提出しなければならない。

（審査会における手続）

第10条 審査請求人等は、条例第18条第1項の規定により口頭による意見の陳述を求めようとするときは、審査会に対し、意見陳述承認申請書（様式第9号）を提出しなければならない。

- 2 審査会は、前項の規定による申請があったときは、その可否を審査し、当該審査請求人等に対し、意見陳述承認・不承認通知書（様式第10号）によりその結果を通知するものとする。
- 3 審査請求人等は、条例第18条第3項の規定により意見書又は資料の閲覧を求めようとするときは、審査会に対し、意見書等閲覧承認申請書（様式第11号）を提出しなければならない。
- 4 審査会は、前項の規定による申請があったときは、その可否を審査し、当該審査請求人等に対し、意見書等閲覧承認・不承認通知書（様式第12号）によりその結果を通知するものとする。

（審査請求に対する裁決）

第11条 実施機関は、審査請求について審査会から答申を受けたときは、速やかに当該審査請求について裁決をし、当該審査請求人に対し通知しなければならない。

(審査会の会長及び副会長)

第12条 審査会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の会議及び議事)

第13条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の庶務等)

第14条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

2 条例及びこの規則に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(検索資料の作成)

第15条 広域連合長は、条例第20条の規定による保有する行政文書の特定に資する情報の提供のため、行政文書の検索に必要な目録等の資料を作成し、開示請求の受付窓口に備え置くものとする。

(運用状況の公表の方法)

第16条 条例第22条の規定による運用状況の公表は、前年度における次に掲げる事項について、告示により行うものとする。

(1) 行政文書の開示請求の状況

(2) 行政文書の開示請求に対する決定の状況

(3) 審査請求及びその処理の状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、広域連合長が必要と認める事項

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則による審査会の最初の会議は、第13条第1項の規定にかかわらず、広域連合長が招集する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分	使用紙サイズ	金額（1面当たり）
乾式複写機による写し	日本産業規格B列5番から A列3番まで	10円
	日本産業規格A列2番から A列0番まで	A列3番サイズを10円と して換算して求める額
カラー複写機による写し	日本産業規格B列5番から A列3番まで	60円
その他の写し		写しの作成に要する額とし て広域連合長が別に定める 額
プリンター	コンピュータ用紙	10円
マイクロフィルムリーダー プリンター	日本産業規格B列5番から A列3番まで	10円

行政文書開示請求書

年 月 日

様

郵便番号
住所（所在地）
（団体名）
請求者 氏名（代表者
職及び氏名）
電話番号

岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり請求します。

開示の方法	<input type="checkbox"/> 行政文書の閲覧（又は視聴） <input type="checkbox"/> 行政文書の写しの交付（ <input type="checkbox"/> 郵送希望）	
開示請求に係る行政文書の内容	（開示請求に係る行政文書を特定することができるように、行政文書の名称又はあなたが知りたいと思う事項の概要を具体的に記載してください。）	
※ 事務担当課		受付印
※ 処 理 欄		

- （注） 1 のある欄は、該当する内に✓印を記入してください。
2 ※印の欄は、記入しないでください。

開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で請求のあった行政文書の開示については、次のとおり開示することと決定したので、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

請求のあった 行政文書の内容			
行政文書の名称			
開示の日時 及び場所	日 時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分
	場 所		
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 (<input type="checkbox"/> 原本 <input type="checkbox"/> 複写) <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの送付		
担 当 課	電話番号		
備 考			

- (注) 1 指定された日時に来られないときは、担当課に連絡してください。
2 行政文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。

一部開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で請求のあった行政文書の開示については、次のとおりその一部を開示することと決定したので、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

請求のあった行政文書の内容			
行政文書の名称			
開示の日時及び場所	日時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分
	場所		
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 (<input type="checkbox"/> 原本 <input type="checkbox"/> 複写) <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> 写しの送付		
開示しない部分及び理由	(開示しない部分) (開示しない理由)		
※ 開示予定期日	年 月 日		
担当課	電話番号		
備考			

- (注) 1 指定された日時に来られないときは、担当課に連絡してください。
 2 行政文書の開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
 3 開示予定期日とは、あなたが請求した行政文書の一部を開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに、その期日を記入していますので、その日以後に再度請求してください。

- [教示] 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は、 となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）

印

年 月 日付で請求のあった行政文書の開示については、次のとおり開示しないことと決定したので、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

請求のあった行政文書の内容	
行政文書の名称	
開示しない理由	
※ 開示予定期日	年 月 日
担 当 課	電話番号
備 考	

（注） 開示予定期日とは、あなたが請求した行政文書の一部を開示しないこととした理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときに、その期日を記入していますので、その日以後に再度請求してください。

- 〔教示〕 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、 に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 を被告として（訴訟において を代表する者は、 となります。） 処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



年 月 日付で請求のあった行政文書の開示については、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第3項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

請求のあった 行政文書の内容	
行政文書の名称	
延長の期間	年 月 日（ ）から （ 日間） 年 月 日（ ）まで
延長の理由	
担当課	電話番号
備考	

意見聴取通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関）



あなた（貴社・貴団体・貴職）に関する情報が記録された行政文書について、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例に基づき開示請求がありました。

つきましては、当該行政文書を開示するかどうかの決定に当たり、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第11条第5項の規定により意見をお聴きしたいので、
年 月 日までに回答をお願いします。

なお、回答がない場合は、意見のないものとして取扱います。

開示請求年月 日	年 月 日
請求のあった 行政文書の内 容	
行政文書に記 録されている あなた（貴社・ 貴団体・貴職） に関する情報	
担 当 課	電話番号
備 考	

諮 問 書

第 年 月 日 号

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 様

（実施機関）



年 月 日付で行った

決定に対し、行政不服審査法

（第2条）
（第3条）

の規定に基づく審査請求があったので、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第15条の規定により次のとおり諮問する。

行政文書の名称	
決定の内容	
審査請求日	年 月 日
審査請求の趣旨及び理由	
添付書類	(1) 審査請求書の写し (2) 開示請求書の写し (3) 決定通知書の写し (4) (その他必要な書類)
担当課	電話番号
備考	

行政文書提示要求書

年 月 日

様

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長



年 月 日付 第 号で諮問のあった事件に関し、審理のため必要があるので、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第17条第1項の規定により開示請求に係る行政文書の提示を求めます。

行政文書の名称	
提出期限	年 月 日
担当課	電話番号
備考	

意見陳述承認申請書

年 月 日

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長 様

郵便番号
住所（所在地）
（団体名）
審査請求人等 氏名（代表者
職及び氏名）
電話番号

印

岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第18条第1項の規定により、次のとおり口頭により意見の陳述を求めます。

開示決定等をした実施機関	
開示決定等 年 月 日	年 月 日
審査請求日	年 月 日
意見を陳述 することを 求める理由	
備 考	

意見陳述承認・不承認通知書

年 月 日

様

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長



年 月 日付で申請のあった意見の陳述について、次のとおり決定したので、岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

<input type="checkbox"/> 意見の陳述を承認します。	
1	日 時 年 月 日 () 午前・午後 時 分
2	場 所
3	備 考
<input type="checkbox"/> 意見の陳述を承認しません。 (理由)	
連絡先	岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会事務局 (岡山県後期高齢者医療広域連合 総務課内) 電話

※ 当日都合が悪いときは、事前に審査会事務局までご連絡ください。

意見書等閲覧承認申請書

年 月 日

岡山県後期高齢者医療広域連合
情報公開・個人情報保護審査会
会長

様

郵便番号
住所（所在地）
（団体名）
審査請求人等 氏名（代表者
職及び氏名）
電話番号

印

岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第18条第3項の規定により、次のとおり意見書又は資料の閲覧を求めます。

閲覧を求める 意見書又は資料	
閲覧を求める 理由	
閲覧希望日時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分
備考	

